

教育・保育提供区域設定の考え方について

平成 26 年 3 月

甲 賀 市

1 「教育・保育提供区域」とは

「子ども・子育て支援法第61条」により、国からは、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

■子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

国では、「教育・保育の提供区域」の設定について以下の点を述べています。

【国の区域設定における考え】(子ども・子育て支援法に基づく基本指針案 参照)

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて、区分または事業ごとに設定することができる

2 「子ども・子育て支援事業計画」で定める事項

教育・保育提供区域ごとに、次の事項を定めます。

- (1) 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」(必要利用定員総数)、
教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保の内容及び実施時期」
- (3) 教育・保育提供区域設定にあたり留意すべきポイントについて

検討事項・・・

① 事業量の調整単位として適切な規模か

- ・ 区域内の児童数や面積は適切な規模か
- ・ 区域ごとに事業量の見込み算出が可能か
- ・ 区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるか

② 事業の利用実態を反映しているか

- ・ 保護者の移動状況を踏まえているか
- ・ 設定した区域内で事業の展開が可能か
- ・ 現在の事業の考え方とマッチしているか

(4) 「教育・保育提供区域」の運用イメージ

「教育・保育提供区域」ごとに下表を作成し、甲賀市としての現状をふまえた「量の見込み」を設定し、「確保の内容」「実施時期」を記載する必要があります。

■特定教育・保育事業：「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」のイメージ

Aブロック	27年度			28年度			30年度			...
	1号 (3-5歳教育のみ)	2号 (3-5歳保育の必要性あり)	3号 (0-2歳保育の必要性あり)	1号 (3-5歳教育のみ)	2号 (3-5歳保育の必要性あり)	3号 (0-2歳保育の必要性あり)	1号 (3-5歳教育のみ)	2号 (3-5歳保育の必要性あり)	3号 (0-2歳保育の必要性あり)	...
①量の見込(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	200人	200人	200人	...
②確保の内容	認定子ども園、幼稚園、保育園(特定教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	200人	200人	...
	特定地域型保育事業			20人			30人			...
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	...

○認定区分ごとに各内容を記載
 ○計画期間の5年間について年度ごとに「量の見込み」と確保の内容を示す
 ○「量の見込み」については、アンケート調査(ニーズ調査)をベースに算出

■地域子ども・子育て支援事業：「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」のイメージ

Aブロック	27年度	28年度
地域子育て支援拠点事業(機能強化型)		
①量の見込	3,000(10か所)	3,000(10か所)
②確保の内容	3,000(10か所)	3,000(10か所)
②-①	0	0

○「地域子ども・子育て支援事業」についても計画期間の5年間について年度ごとに「量の見込み」と確保の内容を示す
 ○「量の見込み」については、アンケート調査(ニーズ調査)をベースに算出

※設定した区域ごとに、認定区分に応じた各年度の教育・保育事業必要量の見込みと確保内容を明記する必要があります。

(5) 国の考え方について

⇒「地域の実情に応じて保護者や子どもが容易に移動可能な区域」として、小学校区、中学校区、行政区などを想定

(6) 「教育・保育提供区域」について：甲賀市の特徴

甲賀市は滋賀県の南部に位置し、東部から南部にかけて三重県、南部から西部にかけては京都府と隣接しています。平成16年(2004年)10月1日に甲賀郡の水口町、甲南町、甲賀町、土山町、信楽町の5町が合併して誕生しました。平成22年国勢調査では前回調査からの人口増減をみると、1.24%減の92,693人であり、増減率は県下19市町中14位となっています。平成25(2013年)4月末現在では、人口91,046人を擁しています。

今後の教育・保育サービスの提供範囲については、従来のような市全域を単位として個々の施設を整備する「点の整備」ではなく、身近な生活圏域に様々なサービス拠点が連携する「面の整備」が求められます。本市では「30分以内での移動可能な範囲(駆けつけられる範囲)」を理想とする高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で定める日常生活圏域については、旧町単位を基本としながら、水口地域を2分割にした6つの圏域を設定しています。この圏域でも「量」の見込みは可能ですが、より小さな圏域を設定すると、区域内での児童数及び提供施設・サービスに差が出ることや区域内での量の調整・確保が難しいことが考えられます。そのため、今後も安定した教育・保育事業を展開するためには、ある程度集約された人口(児童)単位を設定する必要があります。